



どうする？

増える自然災害と異常気象

世界気象機関(WMO)は、2024年が観測史上最も暑い1年であり、世界全体の気温が産業革命以前と比べて**1.55℃上昇**したことを確認したと発表しました。

「地球沸騰化の時代」と言われるとおり、異常な気温上昇と異常気象が、世界中に与える影響は年々拡大。日本では巨大地震への警戒感も高まっており、避けては通れない災害対策への関心が高まっています。

山火事



米ロサンゼルス近郊 過去最大級の山火事 2週間以上燃え続く

山火事に人為的な気候変動が関与していたと解析されました。

高温、乾燥、強風の悪条件は17年に1度の頻度で発生。気候変動がなかった場合に比べ35%増加し、6%深刻になっているということです。(2025/1/29 ワシントン共同通信)
メディアでは、燃えずに残る奇跡の一軒家が話題となりその建築構造に注目が集まっています。



南海トラフ地震 30年以内の発生確率 80%程度に引上げ

地震

静岡県では南海トラフの巨大地震リスクだけでなく、内陸にも地震が起きる切迫度が最も高い「Sランク」とされている活断層が2つあります。「いつ起きるかわからないという前提で、日頃の備えを確認してほしい」と呼びかけています。

(2025/1/17 NHKニュース)

耐火・防火

耐震・耐久

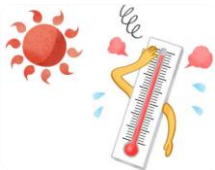
建築物への対策は？

省エネ・断熱

耐風・防水・排水

猛暑

記録的猛暑



猛暑日の増加に伴い熱中症による死者数も増加。17~22年の6年間で熱中症による死者数は7,359人と自然災害による死者数の約7倍に上っています。(2024/09/11日経XTECH)

記録的大雨

台風・突風・豪雨



2024年のゲリラ雷雨は全国で約7.9万回観測されました。

(2024/10/23ウェザーニュース)

近年、静岡県内でも大雨による浸水や土砂災害、竜巻・突風による被害が多く出ています。

これからの建築物に求められる性能

地球温暖化対策等の削減目標を強化する取組みが急務

エネルギー消費の約**3割**を占める
建築物分野での**省エネ対策**が加速

改正建築基準法及び改正建築物省エネ法

→ 3つの主な変更点

2025年4月施行

① 省エネ基準への適合義務化

原則すべての新築住宅・非住宅に省エネ基準適合義務

② 4号特例の縮小

木造2階建、延べ面積>200㎡の建築物は、都市計画区域外であっても建築確認申請が必要に

③ 構造規制の強化

省エネ義務化で断熱材や太陽光パネル設置等、建物重量の増大が見込まれるため構造基準も改正

KONOIKEでは、お客様が土地や建物を将来世代に安心して引継ぐことができるようその土地の特性やニーズ、お悩みに合わせ多角的なご提案とサポートを行っております。お気軽にお問い合わせください。

災害に強い!



-KONOIKEのRC賃貸マンション-
6つの性能

高耐久

高耐火

高耐震

高遮音

省エネ

デザイン

資産価値の減少が緩やかで高遮音性、高断熱性、地震や火災などにも強い鉄筋コンクリート造を賃貸マンションに採用

『個別相談会』

☑ 相続 ☑ 遺言 ☑ 民事信託

要予約

初回
60分
無料

【掛川・浜松会場】
9:00~16:00
※1時間単位の完全予約制

【掛川会場】

毎月第3日曜 2025年 2月 16日(日)・18日(火)
第3火曜 場所 JAやよい支所 掛川市弥生町234

毎月第3水曜 2025年 2月 19日(水) 毎月第3月曜 2025年 2月 17日(月)
場所 さくらぎマルシェ 掛川市富部4-1 (JA桜木支所) 場所 JA西南郷支所 掛川市亀の甲1丁目21-15

【出張会場】 2025年 2月 11日(日) 10:00~11:00

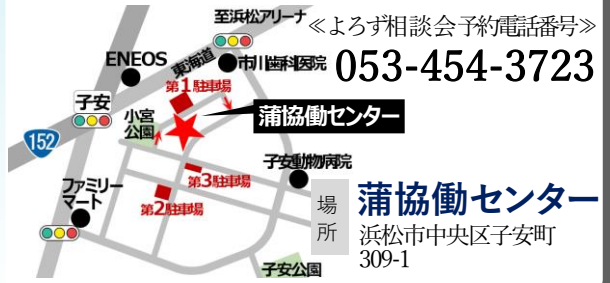
写真御供養祭 同日開催 相続セミナー 専門家に聞く！
元気なうちに知っておこう

テーマ 相続基本知識 初級編 場所 セレモニーホールやすらぎ 掛川市杉谷南2-18-2

【浜松会場】

毎月第3土曜 2025年 2月 15日(土)
場所 鴻池元城ビル 3階 浜松市中央区元城町216-11

出張
よろず相談会 2025年 2月 14日(金)



主催

一般社団法人
しずおか民事信託推進協会

《予約電話番号》 0537-61-2102

税理士法人タックスサポート掛川支社内平日9~16時受付

しずおか民事信託推進協会

先月の個別相談実例ご紹介



Q. 母が介護施設に入所…今のうちに贈与したい!?

お母様が介護施設に入所され「今は意志判断能力があり法律行為も問題ない」
そうですが、この先認知症になることを心配されていました。そこで、今のうちに
まとまった額の贈与を考えたそうですが「税金が心配」と相談にいられました。

弊協会からの助言・回答!

A. 認知症が進行し『意志判断能力が衰え法律行為ができなくなる』と
贈与はできなくなります。そこで贈与税の基礎控除額以上の贈与を
考える方は多いです。その場合、相続税が掛からないのであれば
『相続時精算課税制度』を利用すれば、最大2,500万まで無税で
贈与することが可能です。(相続税が掛かる場合は注意が必要)



しずおか民事信託推進協会理事
山本邦博

相談実績 167 組
(2024年12月21日現在)

KONOIKE Co. 株式会社

守る、活かす、育てる
-地域のくらしにあたりし価値を-



営業部	〒430-0946	浜松市中央区元城町216-11	TEL(053)454-3723	FAX(053)454-9584
浜松店	〒430-0946	浜松市中央区元城町216-11	TEL(053)450-5517	FAX(053)452-5222
静岡支店	〒422-8036	静岡市駿河区敷地1丁目5-15	TEL(054)269-5104	FAX(054)269-5103
掛川支店	〒436-0028	掛川市亀の甲1丁目18-14	TEL(0537)64-3361	FAX(0537)64-3362